

第 434 号

26.6.5

長野県市長会

26農公第32号

平成26年5月29日

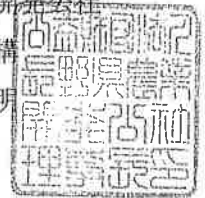
長野県市長会

会長 菅谷 昭 様

公益財団法人長野県農業開発公社

長野県農地中間管理機構

理事長 萩 原 正 明



公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業評価委員会委員
の就任依頼について

日頃 当公社事業の推進につきましては、格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当公社は平成26年3月31日に長野県における農地中間管理機構としての県の
指定を受けました。

農地中間管理機構には、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第6条に定められた「農
地中間管理事業評価委員会」を置くことが義務づけられております。

農地中間管理事業評価委員会委員には、第三者的立場から3名と公社業務執行を監督す
る評議員から2名予定をしており、評議員からは市町村代表、農家代表が妥当とされてい
ることから、現在評議員をお務めいただいている市長会経済部会長を農地中間管理事業評
価委員会委員にご就任いただけますよう特段のお取り計らいをお願いします。

なお、農地中間管理事業評価委員会は定時評議員会と同日で開催する予定としておりま
す。

記

1. 農地中間管理事業推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）抄

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関
し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公
正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管
理機構の代表者が任命する。

2. 公益財団法人長野県農業開発公社定款（平成26年4月1日制定）抄

第33条 公社に農地中間管理事業評価委員会を置くものとする。

2 農地中間管理事業評価委員会の委員は5名以内とする。

3 農地中間管理事業評価委員は理事会の決議を経て、知事の認可を受け、理事長が任
命する。

3. 議案・・・・・・別添のとおり

別添

議案

公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業評価委員の任命（案）の承認について

議案は、次のとおり。

1. 任命の理由

農地中間管理事業の推進に関する法律第6条の規定により、農地中間管理事業評価委員会を設置するため。

2. 長野県知事の認可を停止条件とする。

3. 任命案

敬称略		
氏 名	職	略 歴
佐々木 隆	信州大学農学部教授	元県食と農業農村振興審議会委員、農業再生協議会員等
東方 久男	公認会計士	元県監査委員、(独法) 県立病院機構監事等
丸山 孝一	司法書士	長野県司法書士会副会長 日本司法支援センター地方扶助審査委員
(	市町村代表	)
荻原 慎一郎	農業	農業経営者協会会長 (有)信州ファーム荻原代表

参考

農地中間管理事業を推進する法律

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

定款

第33条 公社に農地中間管理事業評価委員会を置くものとする。

2 農地中間管理事業評価委員会の委員は5名以内とする。

3 農地中間管理事業評価委員は理事会の決議を経て、知事の認可を受け、理事長が任命する。

4 農地中間管理事業評価委員の任期は任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評価委員会の終結の時までとする。

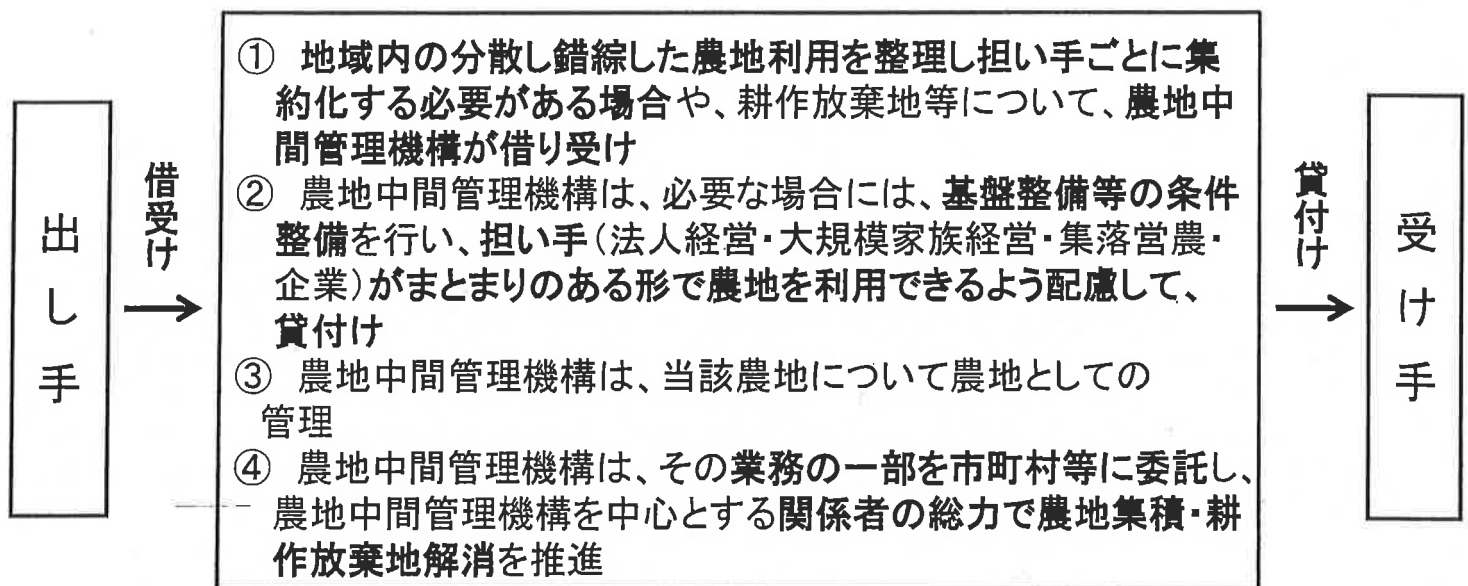
IV 農地中間管理機構

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を設立します。

1 農地中間管理機構の仕組み

(1) 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)

農地中間管理機構(都道府県に1つ) (農地集積バンク)



(2) 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続きの大幅な改善・簡素化により、耕作放棄地状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公示を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。